

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年8月22日
【事業年度】	第45期（自 平成18年5月16日 至 平成19年5月15日）
【会社名】	株式会社ツルハホールディングス
【英訳名】	TSURUHA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴羽 樹
【本店の所在の場所】	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
【電話番号】	(011) 783-2755
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 大船 正博
【最寄りの連絡場所】	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
【電話番号】	(011) 783-2755
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 大船 正博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年8月10日に提出した第45期（自平成18年5月16日 至平成19年5月15日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

② 平成18年8月10日定時株主総会決議

(訂正前)

	事業年度末現在 (平成19年5月15日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,212	1,212
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	121,200	121,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,739	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月11日 至平成22年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,739 資本組入額 1,370	同左
新株予約権の行使の条件	① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

(訂正後)

	事業年度末現在	提出日の前月末現在
--	---------	-----------

	(平成19年5月15日)	(平成19年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,212	1,212
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	121,200	121,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,816	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月11日 至 平成22年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,816 資本組入額 2,408	同左
新株予約権の行使の条件	① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。